

B E L S 評価業務料金規程

(趣旨)

この規定は、別に定める「B E L S 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人滋賀県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施するB E L S 評価業務(以下「評価業務」という。)に係る評価料金について、必要な事項を定める。

1) 住宅等建築物に係る評価料金

単位：円(消費税込み)

	審査区分		評価料金
一戸建ての住宅 (併用住宅の住戸部分を含む)	一般	詳細計算法	33,000
		簡易計算法	27,500
	図面審査を省略		5,500
共同住宅等の住戸	一般	詳細計算法	77,000 + 4,400 × 住戸数
		簡易計算法	77,000 + 3,300 × 住戸数
	図面審査を省略		5,500 × 住戸数

- ・ 詳細計算法とは、外皮面積を用いて外皮性能を評価する場合をいう。
- ・ 簡易計算法とは、外皮面積を用いず外皮性能を評価する場合をいう。
- ・ 共有部分を有しない共同住宅等において、1 または 2 住戸のみの申請の場合は一戸建て住宅の料金の戸数を乗じた額とする。
- ・ 共同住宅等において 200 m²以下の共用部分の審査を行う場合は 33,000 円(消費税込み)とし、共用部分が 200 m²を超える場合は別途見積もりとする。

2) 非住宅建築物に係る評価料金

【モデル建物法】

単位：円(消費税込み)

計算対象床面積 ^{*1} の合計	評価料金	
	工場等用途以外	工場等用途 ^{*2}
200 m ² 未満	33,000	22,000
200 m ² 以上 300 m ² 未満	66,000	
300 m ² 以上 500 m ² 未満	77,000	33,000
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	88,000	44,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	110,000	55,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	165,000	99,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	220,000	143,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	275,000	176,000
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	330,000	220,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り

計算対象床面積 ^{※1} の合計	評価料金	
	工場等用途以外	工場等用途 ^{※2}
200 m ² 未満	110,000	55,000
200 m ² 以上 300 m ² 未満	220,000	
300 m ² 以上 500 m ² 未満	242,000	66,000
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	275,000	77,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	341,000	88,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	473,000	110,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	572,000	154,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	682,000	187,000
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	770,000	275,000
50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り

※1 計算対象床面積とは、省エネ評価の対象となる床面積の合計をいう。

次については計算対象面積を0 m²として取り扱う。

- ・建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合
- ・計算対象となる室にあっても、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略できる設備のみが設置されている場合

※2 工場等用途とは、工場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場、その他の用途で、エネルギーの使状況がこれらに類する建築物をいう。

- ・モデル建物法の評価において複数モデルで評価する場合は、工場等用途以外として取り扱う。
- ・計算対象床面積が0 m²の場合は、モデル建物法の工場等用途の料金を適用する。

3) 複合建築物に係る評価料金

- ・複合建築物（併用住宅を除く）にかかる料金は、住宅等建築物に係る評価料金および非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とする。

4) その他

- ・計画の変更を申請する場合の料金は、当初の料金の2分の1とする。ただし、次の変更を行う場合は、新規に提出があったものとして取り扱い、変更後の審査内容に基づく料金とする。p
 - (1)直前の評価を他の機関から受けている場合
 - (2)簡易な計算方法から詳細な計算方法へ変更を行う場合
- ・審査の途中で基準を満足できず、簡易な計算方法から詳細な計算方法へ変更を行う場合は、変更後の審査内容に基づく料金から、当初の料金を差し引いた額を追加する。
- ・一戸建て住宅の図面審査の省略を行う場合の料金は、センターが交付した証明書等(同等の審査内容を確認するものに限る)を活用する場合、5,500円（消費税込み）とする。非住宅の場合は、16,500円（消費税込み）とする。

- ・軽微な変更の説明を行う場合の料金は、2,200円（消費税込み）とする。また、共同住宅等の複数の住戸を有する場合は、2,200円（消費税込み）に住戸数を乗じた額とする。ただし、評価書の交付を行う場合は、2,200円を5,500円に読み替える。
- ・評価書の再交付等の料金は、交付を行う書類1通につき5,500円（消費税込み）とする。
- ・評価業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、評価料金の減額を行う。
- ・料金表の適用について、料金表の定めがない場合、もしくは、著しく不合理であるとセンターが判断した場合は別途見積りとする。
- ・表示プレートおよびシールの作成を希望する場合は別途見積りとする。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年1月6日から施行する。